



平成 28 年 2 月 23 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7)
問 い 合 せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 0 3 (5 7 7 4) 2 4 4 0 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、改正会社法といいます。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 32 条(取締役の責任免除)及び第 43 条(監査役の責任免除)について所要の変更を行うものであります。

なお、第 32 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 現行定款第 36 条で引用する会社法の条文を改正会社法の条文に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 3 月 30 日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日

【別紙】

〈定款変更の内容〉

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (任期)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (任期)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以上